

災害時における医療救護活動に関する協定書

茨 木 市
茨木市医師会

災害時における医療救護活動に関する協定書

茨木市（以下「甲」という。）と一般社団法人茨木市医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、茨木市域内において災害が発生した場合における医療救護活動について、甲と乙が協力して対処するための必要事項を定める。

2 この協定において、「災害」とは、次の各号に定めるものをいう。

(1) 暴風、竜巻、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による災害

(2) 大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件その他の傷病者が多数発生する災害

3 この協定において、「応急救護所」とは、甲が定める茨木市地域防災計画に規定する応急救護所をいう。

（医療救護班の派遣要請）

第2条 甲は、災害時において医療救護が必要と判断した場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請することができる。

2 前項の要請を行う場合、甲は災害の内容、状況等を可能な限り正確に乙に伝えなければならない。要請後においても同様とする。

（医療救護班の派遣決定）

第3条 乙は、甲から前条の派遣要請を受けた場合は、医療救護班を編成し、派遣するものとする。ただし、必要に応じて災害現地で編成又は再編成することがある。

2 医療救護班は、医師1人、看護師2人及び事務員1人を標準として編成する。なお、災害の状況に応じて歯科医師及び薬剤師を編成に加えることがある。

3 前2項の編成に関し、あらかじめ一般社団法人茨木市歯科医師会及び一般社団法人茨木市薬剤師会の了承を得るものとする。

（自主出動）

第4条 乙は、甲と連絡が取れないとき、又は派遣の要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に医療救護班を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に医療救護班を編成して派遣することができる。

- 2 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。
- 3 乙が第1項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき医療救護班の派遣が必要と認めるときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

(応急救護所)

第5条 甲は、災害の状況により、必要に応じ臨時に応急救護所（以下「臨時応急救護所」という。）を設置することができる。

- 2 臨時応急救護所の設置に関して、甲から要請があったときは、乙及び乙の会員は自己の施設の提供など可能な限り、協力を行うものとする。

(参集)

第6条 医療救護班は、第3条による派遣決定があったときは、タクシー等の交通機関又は自己の所有する車両等により、応急救護所に参集するものとする。ただし、災害の種類等により甲が指定した臨時応急救護所等に参集する場合は甲が交通手段を確保するものとする。

(医療救護班の業務)

第7条 医療救護班は、次の業務を行う。

- (1) 医療機関への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ）
- (2) 症状を安定化させるための応急処置
- (3) 死亡の確認
- (4) その他必要な処置及び投薬

(後送医療機関への輸送)

第8条 応急処置を終了した傷病者等に係る後送医療施設への輸送は、甲が行う。

(指揮命令等)

第9条 医療救護班に対する指揮命令は、甲の依頼内容を踏まえ、乙の策定する災害医療マニュアルに基づき乙が行う。

- 2 医療救護班の医療救護活動に係る甲及び乙間の連絡調整は、双方がそれぞれ指名した者が協力して行うものとする。

(医薬品、医療材料等)

第10条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、応急救護所の備蓄倉庫から調達する。ただし、必要に応じて乙又は乙の会員は自己が携行又は調達する医薬品、

医療材料等を使用することができる。

- 2 応急救護所及び臨時応急救護所における必要な物資は、乙の求めに応じ甲が迅速に調達するものとする。

(医療費)

第 11 条 応急救護所及び臨時応急救護所における医療に係る医療費のうち本人負担分は徴収しない。

- 2 応急救護所及び臨時応急救護所以外の医療施設及び後送医療施設における医療に係る医療費は、医療保険制度にしたがった取扱いとする。

(費用負担)

第 12 条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施したときに発生する次の費用は、甲の負担とする。なお、費用の額は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として甲、乙協議して定める額とする。ただし、災害救助法の適用があった場合は、この協定にかかわらず災害救助法の定めるところとする。

(1) 医療救護班の派遣に伴うもの

- ア 医療救護班の派遣に要する人件費及び宿泊費
- イ 医療救護班が携行又は調達した医薬品の実費
- ウ 医療救護班が携行又は調達した医療材料等が滅失損傷した場合の実費
- エ 医療救護班が交通機関を利用した場合の実費

(2) 乙又は乙の会員の医療施設を臨時応急救護所として設置した場合の費用

- ア 医療救護に従事した人件費
- イ 所有又は調達した医薬品の実費
- ウ 所有又は調達した医療材料等が滅失損傷した場合の実費
- エ 施設に損傷が生じたときの修繕費
- オ 光熱水費の実費

- 2 乙は前項の規定により費用を請求するときは、医療救護班が医療救護に関する診療録を作成の上、甲に所定の請求書を提出する。

- 3 甲が求めた場合、乙は前項の費用に係る診療録を甲に対し開示するものとする。

(医療救護班の災害補償)

第 13 条 甲の要請を受け、医療救護活動に従事した乙の会員に係る災害補償は、茨木市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年茨木市条例第 30 号）に準じて甲が行う。

(医事紛争の処理)

第14条 この協定により実施した医療救護活動に伴い、医事紛争が発生した場合、甲乙協力してその処理および解決にあたるものとする。損害を賠償した場合においても乙又は当該医師等に求償しないものとする。ただし、当該医師等に故意又は過失があるときはこの限りではない。

(細則)

第15条 この協定を実施するために必要な細目については、別に定める。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

(医療救護活動の限界)

第17条 乙は第2条の規定にかかわらず、災害が甚大であり範囲及びその周辺に危害又はその恐れがある場合には、派遣の要請に応じないことができる。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間継続するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

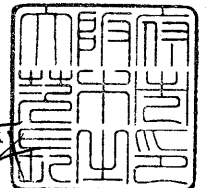
平成26年12月12日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市

代表者 茨木市長

木本保平



乙 茨木市春日三丁目13番5号

一般社団法人茨木市医師会

会長

上野 豊

